

佐賀市福祉・就労支援運営協議会設置・運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、雇用、福祉等の施策を一体的に実施するための協定（平成24年2月24日締結）第4条第4項に基づき、「佐賀市福祉・就労支援コーナー」（以下「就労支援コーナー」という。）の円滑な運営に資するために、佐賀市福祉・就労支援運営協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所管事務)

第2条 協議会は、佐賀市、佐賀労働局若しくは佐賀公共職業安定所の要請に応じ、又は自ら判断して、次に掲げる事項を調査し、及び審議するものとする。

(1) 就労支援コーナーの運営方針

(2) 就労支援コーナーの前年度の事業報告及び当該年度の事業計画

(3) 雇用、福祉等の施策を一体的に実施するための協定の改正及び廃止に関する事項

(4) 前3号に掲げるものの他、就労支援コーナーの円滑な運営を図るために必要な事項

2 協議会は、第1項第2号の事業報告を調査し、及び審議した結果、事業計画の数値目標を大きく下回る事業がある場合又は業績評価が著しく低いと判断した事業がある場合には、当該事業の廃止又は改善策を協議するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる佐賀市職員、佐賀労働局職員（佐賀公共職業安定所職員を含む。）及び佐賀労働局が委嘱する有識者で組織する。

(任期)

第4条 有識者に属する委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、有識者が欠けた場合における補欠有識者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 有識者に所属する委員以外の委員の任期は、別表の職名欄の定める職に在職する期間とする。

(会長)

第5条 協議会の会長は、佐賀市保健福祉部長をもって充てる。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する構成員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、佐賀市保健福祉部生活福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年7月10日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、平成26年3月31日の期間においては、第4条中「有識者に属する委員の任期は、2年とし、」を「有識者に属する委員の任期は、平成26年3月31日までとし、」とする。
- 3 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 8 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 9 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 10 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 11 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

所 属	職 名	備 考
佐 賀 市	佐賀市保健福祉部長	会長
	佐賀市保健福祉部生活福祉課長	
	佐賀市保健福祉部福祉総務課長	
	佐賀市保健福祉部障がい福祉課長	
	佐賀市こども未来部こども家庭課長	
	佐賀市経済部経済政策課長	
佐賀労働局	佐賀労働局職業安定部職業安定課長	
	佐賀労働局職業安定部職業対策課長	
佐賀公共職業 安定所	佐賀公共職業安定所長	
	佐賀公共職業安定所業務部長	
	佐賀公共職業安定所統括職業指導官	
有 識 者	西九州大学健康福祉学部社会福祉学科准教授	
	特定非営利活動法人スチューデント・サポート・フェイス 代表理事	
	佐賀商工会議所事務局長	
	日本労働組合総連合会	
	佐賀県連合会東部地域協議会 事務局長	

（平成25年4月1日改正、平成26年4月1日改正、平成28年4月1日改正、平成29年4月1日改正、平成30年4月1日改正、令和2年4月1日改正、令和5年4月1日改正、令和6年4月1日改正、令和7年4月1日改正）